

平成 29 年度印旛郡市広域市町村圏事務組合情報公開審査会
および個人情報保護審査会会議録

開催日：平成 30 年 3 月 13 日（火）
時 間：午前 11 時から午前 11 時 28 分
会 場：印旛郡市広域市町村圏事務組合
水道企業部会議室

出席者 委 員 覺正委員、藤崎委員、山内委員
事務局 櫻井事務局長、大隅管理課長、高石副主幹
傍聴人 なし

1. 開 会 大隅管理課長（進行）

2. あいさつ 櫻井事務局長

各委員、事務局職員の自己紹介

3. 議 題

（1）会長の選出について

事 務 局：これより、議事に入ります。本日の議題は「会長の選出について」の 1 件となります。本委員会の初めての会議となりますので、会長の選出についてお願いするものです。

印旛郡市広域市町村圏事務組合情報公開審査会規則第 2 条第 2 項および印旛郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例第 43 条第 1 項に”会長は、委員の互選により定める。”と規定されています。

また、会長は、審査会を代表すると規定されており、会議の議事進行等を行っていただくこととなります。委員の互選となっておりますが、ご意見はございますでしょうか。

委 員：覺正委員にお願いしたら如何でしょうか。

事 務 局：ただ今、山内委員より覺正委員にお願いしたらとご発言がございましたが、如何でしょうか。

〈異議なし〉

事 務 局：覺正委員、よろしいでしょうか。

〈覺正委員了承〉

事 務 局：委員の了承がありましたので、覺正委員が会長に選出されました。

この後の進行につきましては、審議案件はございませんが会長にお願いします。

〈会長より挨拶〉

会 長：本日は、審議事項は1件もないということですので、次第4の報告「平成29年度の情報公開の実施状況について」事務局より報告をお願いします。

4. 報 告

事 務 局：平成30年3月12日までの実施状況は、情報公開条例第11条第1項および同条例施行規則第3条第1項第1号の規定により全部開示が2件、情報の提供が1件の3件です。

会 長：ただ今の報告に対して、皆さん質疑・ご質問等がございますか。

委 員：開示した白井線送水管布設工事とはどのような工事ですか。

会 長：工事の内容について、お願いします。

事 務 局：本組合の事業である水道用水供給事業の用水の水道管の布設工事であります。

委 員：今まで、白井では無かったのでしょうか。

事 務 局：白井市の人口増加により配水場を作ったので、そこに繋ぐための送水管の工事であります。

委 員：わかりました。

会 長：他にご質問、ご意見ございますか。

委 員：今年度の実施状況ではなく、事務局から、今年度いただいた平成28年度の実施状況で気になったのが、印旛郡市の職員録を見たい方がいて、その内容としては、昭和60年表紙、ページ38～41、昭和59年表紙、ページ36～39、平成元年ページ36～39を見せてほしいと来ているのですが、どういった訳で見てほしいと来ているのでしょうか。見せてほしい理由は何なのでしょうか。

事 務 局：印旛郡市職員録に関しては、各団体に配布しており、組合以外に閲覧できる状況であり、閲覧の希望があれば情報公開申請書の提出が無くても閲覧していただいています。必要であれば、手数料をいただきコピーを渡しています。

委 員：閲覧する時、目的を記入する様式になってはいないのですか。

事 務 局：様式は、閲覧目的を記入するようにはなってはいません。

委 員：職員録のページ38～41には何が書かれているのでしょうか。

事 務 局：成田市の消防本部職員と成田市役所出先機関です。

今、職員録の配布はCDに保存し、関係団体へ配布し、そこからコピーしてもらっています。

委 員：ホームページでは見られないのですか。

事 務 局：見られないです。

委 員：見せる場合は、請求書を出してもらおうわけですね。

事 務 局：出してもらってはいません。

(委員に職員録を閲覧していただく。)

会 長：事務局では、情報提供という形で閲覧してもらっています。
そもそも情報公開制度というのができたのは、役所の情報は納税者である市民のものであり、役人のものでないと言うところに根拠をおいていますので、居住者または何人も請求できます。
請求者については、何らかの補助資料として必要なものでしょうし、難しいところで手数料に幅を持たせることも考えられますが、コピー代やそれに係る費用は、原価相当額を徴収されていると思います。
今年度の実施状況の件数は、3件ですが昨年度は何件ですか。

委 員：11件です。

会 長：約3割弱になったわけですが、好ましいか好ましくないかは大変、難しいわけですが、情報提供を進めて広報、ホームページ、会報などで公開していけば開示請求は減ると考えられますが、提供で片付けられるものを逆に請求という形で載せていかなければなりません。請求者の中には大量の請求をしてくる者もいて、職員のコストもかかります。いかに情報提供で済ませていくかも一つの考え方ではあります。

<その他>

本会議は基本、全部公開、今後は審議のうえで問題があるときは、事務局と相談のうえ一部非公開とする。議事録は要点筆記で作成、議事録署名は会長に一任することを決定した。

5. 閉 会